

償却資産申告の手引

半田市

固定資産税には、土地、家屋、償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が賦課期日（毎年1月1日）現在の資産を所在する市町村に申告をすることになっています。つきましては、この手引を参考に、申告書を作成し、提出していただきますようお願いいたします。

1 申告が必要な方

1月1日（賦課期日）現在、半田市内に償却資産を所有している方

2 提出期限

令和4年1月31日（月）

※期限に余裕をもち、1月21日（金）頃までにご提出ください。

3 提出書類

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

種類別明細書

（不足する場合は、同封の白紙明細書をコピーしてご使用ください）

特例・減免等の関する書類（該当者のみ P1 参照）

※申告書・種類別明細書の控えは送付いたしません。申告した資産内容を確認できるよう、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

※申告書の控え（受付印押印）の返送を希望される場合は、切手を貼った返送用封筒及び申告書の控え（申告書のコピー）を必ず同封してください。

※郵送提出の場合は、身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

4 提出先 半田市役所 総務部 税務課 家屋償却担当

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569（84）0621（ダイヤルイン）

詳しくは、半田市ホームページ（償却資産に関すること）をご覧ください。

<https://www.city.handa.lg.jp/zemu/kurashi/zekin/koteshisan/shokyaku.html>

こちらでご確認いただけます → → →



◆◇提出方法◆◇

◎はじめて申告される方・・・1月1日現在で半田市に所有する全ての償却資産を申告してください。

◎前年度以前に申告された方・・・**前年中に増加又は減少資産がなかった場合も提出してください。**

※増加又は減少資産がある場合は、P. 9 - 10 の『記載例』を参考にご記入ください。

◎次の該当資産がある方（初年度のみ）

課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書^{*}、事実を証明する書類

非課税該当資産を所有されている場合・・・・・・・非課税申告書^{*}、事実を証明する書類

減免該当資産を所有されている場合・・・・・・・減免申請書^{*}、事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・国税局長への承認通知書（写）

^{*}様式は半田市のホームページを参考にしてください。（表紙下部 QR コード等参照）

◆◇電子申告(eLTAX)をご利用ください◆◇

eLTAX（エルタックス）とは、地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムであり、半田市では、eLTAX（エルタックス）を利用した固定資産税（償却資産）の電子申告がご利用頂けます。

オフィスや自宅から簡単に申告が出来ますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

◆◇申告時の注意◆◇

※個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要になります。（共有の場合は記載不要です。）

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ①企業会計上簿外資産として取り扱われている資産
- ②減価償却が終わり残存価格のみ計上されている償却済資産や減価償却を行っていない資産
- ③建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分が事業の用に供されている資産
- ④遊休資産であっても維持管理が行われている資産
- ⑤未稼働資産（まだ稼働していないが、既に完成している資産）
- ⑥改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）

◆◇その他◆◇

※正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条及び半田市市税条例第 68 条の規定により過料を科せられること、また同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることになる場合がありますので、**期限までに必ず申告してください。**また、虚偽の申告をされますと、同法第 385 条の規定により懲役又は罰金に処せられます。

※申告内容の修正や申告漏れ等がある場合、同法第 17 条の 5 の規定により**最大 5 年間遡及して課税更正を行います。**

※申告内容の確認のために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出のお願いや、**実地調査に伺うことがありますので、その際にご協力をお願いします。**

I. 償却資産のあらまし

償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

（地方税法第 341 条第 1 項第 4 号）

種類別の主なものは以下のとおりです。

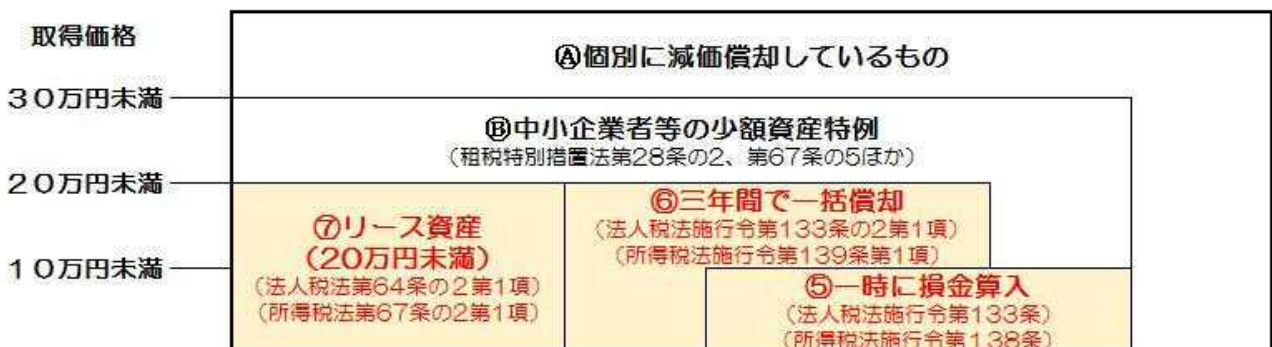
資産の種類	主な償却資産
(1) 構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、外構工事、看板、コンテナハウス等
(2) 機械及び装置	各種製造設備等、クレーン等建設機械、ソーラーパネル等
(3) 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
(4) 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
(5) 車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等
(6) 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、衝立等

次の資産は申告の対象にはなりません。

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- ②棚卸資産（商品、貯蔵品）及び繰延資産
- ③書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象）
- ④生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象）
- ⑤耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されるもの）
- ⑥取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括して均等償却しているもの
- ⑦法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額が 20 万円未満のもの

なお以下のものについては、課税の対象となるため、申告が必要です。

- Ⓐ取得価格にかかわらず個別に減価償却しているもの
- Ⓑ租税特別措置法を適用して損金に算入したもの



申告対象外

償却資産の業種別具体例と主な耐用年数

償却資産の業種別具体例と主な耐用年数は以下のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
事 務 系	タイムレコーダー（５）、応接セット（８）、ファクシミリ（５）、コピー（５）、パソコン（４）、サーバー（６）
喫茶・飲食店	看板（１０）、食卓（５）、椅子（５）、厨房用品（５）、レジスター（５）、カラオケ（５）、冷蔵庫（６）、エアコン（６）
理・美容業	理・美容椅子（５）、消毒殺菌器（５）、タオル蒸器（５）、パーマ器（５）、サインポール（３）、湯沸かし器（６）
クリーニング業	洗濯機（１３）、脱水機（１３）、ドライ機（１３）、給排水設備（１５）
医 業	レントゲン機器（６）、ファイバースコープ（６）、消毒殺菌用機器（４）、歯科診療ユニット（７）、調剤機器（６）
アパート・貸家経営	アスファルト路面（１０）、フェンス（１０）、自転車置場（７） 植栽・花壇（２０）、ソーラーパネル（建材型以外）（１７）

（ ）内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数（参考）です。

詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご覧ください。

建築設備における家屋と償却資産の区分

＜＜基本的な考え方（参考）＞＞

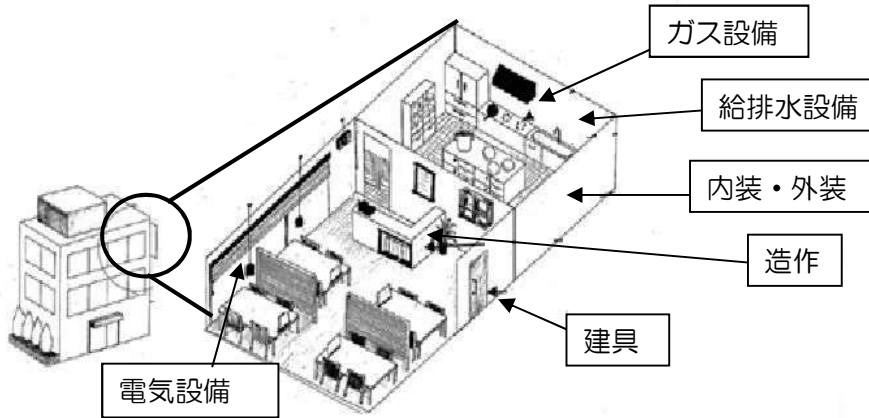
◎ **家屋として固定資産税等が課税されている資産については償却資産の申告は不要です。**

◎ 家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものなどは償却資産の対象になります。

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離した屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置、器具類
消火装置	消火線設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火栓
中央監視装置		中央監視装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備		家屋と一体になっていない設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、野外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外し可能）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス施設
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置

テナントが家屋に取り付けた附帯設備（特定附帯設備）について

設備等といった附帯設備を家屋所有者以外の方（テナント等）がその事業の用に供するために取り付け、当該部分が家屋に付合した場合、償却資産とみなされ申告の対象となります。（地方税法第 343 条第 10 項）



賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産

※家屋は別途課税されます。

貸出用アパートに附帯する以下の設備等は、課税対象となるため、申告の対象となります。



- は申告の対象となります。
- () 内は耐用年数です。

ソーラーパネル（太陽光発電設備）の設置について

下記に該当する太陽光発電設備は、事業の用に供する資産として固定資産税（償却資産）の課税対象となるため、申告の対象となります。

設置区分	太陽光発電設備（ソーラーパネル）
個人 （住宅用）	家屋の屋根などに、太陽光発電設備（発電出力量にかかわらず）を設置して発電量の全量または余剰を売買する場合は、事業用資産となるため課税の対象となります。
個人 （事業用）	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、課税の対象となります。
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、課税の対象となります。

※屋根等に設置するソーラーパネルについても、建材型のものでなければ申告の対象となります。

リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合（通常の賃貸借契約によるもの）と、実際に資産を借りて事業を行なっている方が申告する場合（売買にあたるようなもの）があります。

国税の取扱いとの比較

国税の取扱いと固定資産税（償却資産）の取扱いとの比較は以下のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
減価償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	実質的に旧定率法のみ	定率法・定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月賦償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例	認められません	認められます
リース資産（平成20年 4月1日以後契約分）	所有者（ほとんどの場合は貸主）が申告	借主が減価償却
信託資産	所有者（ほとんどの場合は受託者）が申告	原則として受益者が減価償却
共有資産	持分を合算して、共有名義で申告	持分それぞれを減価償却

II. 評価と課税について

納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

償却資産の評価方法

申告していただいた資産について、取得年月・取得価額・耐用年数をもとに、取得後の経過年数による価値の減少（減価）を考慮して評価します。ただし、評価額の最低限度額は取得価額の5%で、その額からは減価しません。

評価額の計算

評価額の計算は以下のとおりです。

※ r は、耐用年数に応ずる減価率

前年中に取得した資産の評価額	取得価額 × (1 - r / 2)
前年前に取得した資産の評価額	前年度評価額 × (1 - r) (下表の「減価残存率表」参照)

減価残存率表

耐用年数に対応する減価率等は以下のとおりです。

耐用年数	減価率 r	前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r	耐用年数	減価率 r	前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	50	0.045	0.977	0.955

税 額

税 額 = 課税標準額 × 税 率 (100 分の 1.4)

(例えば課税標準額が 200 万円の場合、年税額は $2,000,000 \text{ 円} \times 1.4 / 100 = \underline{28,000 \text{ 円}}$ です。)

※税額は 100 円未満切捨て

課税標準額

賦課期日現在における全資産の評価額の合計が課税標準額になります。ただし、特例が適用される資産がある場合、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

※課税標準額は 1000 円未満切捨て

免税点

課税標準額の合計が 1 5 0 万円未満の場合は課税されません。ただし、**1 5 0 万円未満であっても償却資産を所有していれば申告は必要です。**

納期

納税通知書は 4 月上旬に発送します。納期は第 1 期 (4 月)、第 2 期 (7 月)、第 3 期 (12 月)、第 4 期 (翌年 2 月) です。**納付は、便利で安全な口座振替をご利用ください。(下記 QR コード参照)**



非課税となる資産

地方税法第 348 条及び本法附則第 14 条の規定により非課税となるものがあります。該当する資産を新たに取得された場合は、**非課税申告書および事実を証明する書類を添付してください。**

課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び本法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。新たに適用となる資産については**特例適用申告書および事実を証明する書類を添付してください。**

特例適用申告書：半田市の様式のもので、半田市ホームページ（表紙下部 QR コード等参照）よりダウンロードしてご利用ください。

主な特例

資産	適用条項	関係法令	取得時期	適用期間	特例割合
内航船舶	地方税法 第 349 条の 3 第 5 項			期限なし	1/2
再生可能エネルギー発電設備 ※規模等により対象とならない設備があります。	法附則第 15 条 第 27 項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	H30.4.1～ R4.3.31	新設後 3 年度分	太陽光 5/6 又は 11/12 (わがまち) バイオマスほか 1/2 又は 2/3 (わがまち) 特定風力 2/3 又は 3/4 (わがまち)
中小企業者等が 取得した 生産性向上設備	法附則第 15 条 第 41 項 または、旧第 64 条	生産性向上 特別措置法	R2.4.30～ R3.3.31	新設後 3 年度分	零 (わがまち)
	法附則第 6 4 条	中小企業等経営強化法	R3.4.1～ R5.3.31		
汚水又は廃液の 処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法	H30.4.1～ R4.3.31	期限なし	1/3 (わがまち)
ごみ処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 2 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H14.4.1～ R4.3.31	期限なし	1/2
一般廃棄物 最終処分場	法附則第 15 条 第 2 項第 3 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H28.4.1～ R4.3.31	期限なし	2/3
産業廃棄物 処理施設	法附則第 15 条 第 2 項第 4 号	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	H30.4.1～ R4.3.31	期限なし	1/2 又は 1/3
汚水の除害 施設	法附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法	H24.4.1～ R4.3.31	期限なし	3/4 (わがまち)

◎税法改正により、取得年月によって、特例資産、適用期間、範囲等が変更になることがあります。

◎上記以外の特例は、別途関係法令をご確認下さい。

**(1) 償却資産申告書
(償却資産課税台帳)
の記載例**

住所・氏名
●初めて申告される方：住所等を正確に記入してください。
●2回目以降の方：初回申告時の住所・氏名が印字してあります。**変更がある場合は訂正してください。**

個人番号又は法人番号
●マイナンバー制度により、通知された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を、**右つめて記入してください。**

前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
前年までに申告された資産の取得価額の合計です。 ※2回目以降の方は印字してあります。	前年中に減少した資産の取得価額の合計を 資産の種類別に記入してください。	●初めて申告される方 ⇒申告する資産の取得価額の合計を 資産の種類別に記入してください。 ●2回目以降の方 ⇒前年中に取得した資産の取得価額の合計を 資産の種類別に記入してください。

令和 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード: 12345678

住所: 半田市東洋町2丁目1番地 (電話: 0569-21-3111)

氏名: 半田市電機 株式会社 代表取締役 半田 太郎

個人番号又は法人番号: 半田 花子 21-3111

資産の種類	取得価額			計(イ)-(ロ)+(ハ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、機具及び備品	6798900	150000	826800	7475700
7 合計	6798900	150000	826800	7475700

事業所等資産の所在地: 1 東洋町2-1

借入資産: 半田市リース(株)

備考: 18.備考(添付資料等) 該当する項目に○をつけてください。
①資産の増減(あり・なし)
②該当資産なし
③廃業・解散・転出等(令和 年 月 日)

所有者コード
独自の申告書を使用される場合は、送付した申告書に印字してある所有者コードを転記してください。
※(個人番号)マイナンバーではありません。

8 短縮耐用年数の承認 ~ 14 青色申告まで
該当する方を○で囲んでください。

半田市内における事業所等資産の所在地
半田市内の資産所在地を記入してください。2箇所以上の事業所等の資産所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

借入資産
該当する方を○で囲んでください。借入資産がある場合には貸主の名称を記入してください。

備考

- ◎前年中に資産の異動がなかった場合
- ①資産の増減(あり・なし)のなしに○をつけてください。
- ◎申告する資産がない場合
- ②該当資産なしに○をつけてください。
- ◎廃業、解散、転出等をした場合
- ③廃業、解散、転出等に○をつけてください。また、その年月日を記入してください。
- ◎住所、氏名等に異動があった場合には、異動年月日、旧住所、氏名等を記入してください。
- ◎非課税、特例該当資産は、その適用条項を記入してください。
- ◎送付先を変更・指定等したいときは、その住所を記入してください。
- ◎その他、伝達事項がある場合は、記入してください。

**半田市のシステムで計算しますので、記入する必要はありません。
ただし、電算処理による全資産申告をする場合は、必ずご記入ください。**

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記載例

資産の種類

資産の種類ごとに番号を記入してください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の名称等

資産の名称等を漢字、ひらがな、カタカナ、算用数字、アルファベットを用いて記入してください。

数量

右詰めで記入してください。

取得年月

年号はアルファベットで記入してください。昭和・・・「S」 平成・・・「H」 令和・・・「R」

取得年月とは、原則、所有権を取得した日を指します。ただし、償却資産の種類、機能、企業の形態、内容等によっては、事業の用に供することができる状態になった時期をいいます。(例：監督官庁の許認可を必要とする場合 → 当該許認可があった日)

取得価格(イ)

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、運賃、荷役費、保険料、据付費等が含まれます。なお、圧縮記帳については認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

耐用年数

該当する年数を右詰めで記入してください。P. 3をご参照ください。

前所有者コード		令和 年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										半田市電機 株式会社		1 税のうり	
1 2 3 4 5 6 7 8														1		1	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		取得 価 額 (イ)	耐 用 年 数	減 価 残 存 率 (ロ)	備 考 (ハ)	課 税 標 準 額 の 特 例 率 (ニ)	課 税 標 準 額 の 特 例 率 コ ー ド (ホ)	課 税 標 準 額	増 減 事 由	摘 要	1 税 の う り	1 税 引
					年 号	年 月											
01	6	1	冷蔵庫	1	S	48 2	3797160	6						1-2 3-4			
02	6	2	イス テーブル	1	S	48 2	1738440	5						1-2 3-4			
03	6	3	電子レンジ	1	S	46 8	158500	6						1-2 3-4			
04	6	4	ガスレンジ	1	S	52 11	346800	6						1-2 3-4			
05	6	5	冷凍庫	1	S	53 12	138000	6						1-2 3-4			
06	6	6	クーラー	2	S	50 4	620000	6						1-2 3-4			
07	6	7	アンドン	1	R	2 2	150000	10						1-2 3-4			
08	6		コピー機	1	R	3 8	480000	5						1-2 3-4			
09	6		ファックス	1	H	23 9	346800	5						1-2 3-4			
10														1-2 3-4			
11														1-2 3-4			
12														1-2 3-4			
13														1-2 3-4			
14														1-2 3-4			
15														1-2 3-4			
16														1-2 3-4			
17														1-2 3-4			
18														1-2 3-4			
19														1-2 3-4			
20														1-2 3-4			
小 計																	

**半田市のシステムで計算しますので、
記入する必要はありません。
ただし、電算処理による全資産申告を
する場合は、必ずご記入ください。
(右記をご参照ください)**

前年減少資産
前年増加資産
前年以前増加資産

記載漏れ

前年中に減少した資産及び前年以前に無くなっている資産は、
印字してある該当資産を横線で抹消してください。
※半田市では、減少資産用の種類別明細書を使用しておりません。

前年中に取得した資産
及び前年度までに申告もれの資産を記入してください。

減価残存率(ロ)、価額(ハ)
電算処理による全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る額を記入してください。
課税標準の特例、課税標準額
電算処理による全資産申告を行う場合は、特例率を記入してください。
なお、特例の適用を受ける資産については、決定価格に特例率を乗じた額を課税標準額にしてください。

増加資産の場合
該当するものを○で囲んでください。
1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動受入
4. その他
減少資産の場合
該当するものを○で囲んでください。
1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他

摘要
次のような事項があれば記入してください。
(1) 課税標準額の特例、非課税がある場合は、その旨の表示と適用条項
例：非課税(地方税法第○条)
(2) 他市町村からの移管・移設
例：○○市から移管
(3) 前年前取得の資産で、記載漏れの場合
(4) 前年以前の増減
(5) その他、各資産の評価に必要な事項

本人確認について

個人番号を記載した申請書をご提示いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（身元確認書類及び番号確認書類）を実施いたします。下記の身元確認書類及び番号確認書類（コピー可）をそれぞれ添付（窓口で提出の場合は提示）してください

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード、 運転免許証、健康保険証、 身体障害者手帳、 児童扶養手当証書、 年金手帳、在留カード、 特別永住者証明書、 特別児童扶養手当証書 の中から1点 または パスポート、敬老手帳、 社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード、運転免許証、 身体障害者手帳、在留カード、 特別永住者証明書、 の中から1点（代理人のもの） または パスポート、健康保険証、年金手帳、 （特別）児童扶養手当証書 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） + 委任状 法定代理人であることを証する書類	税務代理権限 証書 + 税理士証票 ※税理士事務所の職員の 場合は、 税理士証票の写し
番号確認書類 （本人のもの）	マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し （本人以外の方が提出する場合は写し）		

郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

電子申告の場合は、電子証明書その他、番号確認書類（PDF）を添付してください。

法人に係る申告の場合、身元確認書類及び番号確認書類の提出は不要です。

◆◇ Q & A ◇◆

(Q) 経理上、「建物」の中に簡易な倉庫、プレハブ事務所が計上してあります。申告しなければなりませんか。

(A) 基礎のない建物や、建物の基礎がブロックの単体や木杭等による簡易な倉庫、プレハブ事務所等は償却資産として申告する必要があります。

基礎・屋根があり、3方向以上壁で囲まれている建物は「家屋」として固定資産税の課税対象となりますので、申告不要ですが、「家屋」として課税されていない建物がありましたら、**税務課までご連絡ください。**

(Q) フォークリフトなどの大型特殊自動車は、償却資産として申告をする必要がありますか？

(A) 申告する必要があります。自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車については、二重課税を避ける趣旨で固定資産税（償却資産）の課税客体から除くこととされています。

大型特殊自動車については、その用途の特殊性等から自動車税の課税対象とならないため、二重課税とはならず、**固定資産税（償却資産）の課税対象となります。**